令和８年度第３回米子市障がい者計画等推進委員会【概要】

【概要】

○日時：　令和 8 年 10 月 9 日(金)　午前 9 時 30 分～午前 11 時 50 分

○場所：　ふれあいの里　研修室 1

○出席委員：12 名

平林委員、森本委員、内藤委員、西村委員、植村委員、安達委員、廣江委員、光岡委員、大森委員、松本委員、八重沢委員、渡部委員（欠席：吉岡委員）

○事務局：

障がい者支援課：伊藤次長、橋本担当課長補佐、柴田担当課長補佐、大前係長、松原係長、八幡係長、渡邊係長、角田主事

米子市障がい者基幹相談支援センター：福内

福祉政策課：安東担当課長補佐、仲佐主任

こども相談課：足立課長補佐

【議事録】

１　開会（午前 9 時 30 分）

２　委員長あいさつ

本日は米子市障がい者支援プラン 2027（仮称）の案について検討を行う。国でも報酬改定等の議論が進んでいるが、米子市で障がいのある方が安心して生活するために、何が必要なのか検討することが最も重要であるため、忌憚のない意見をお願いしたい。

３　議題

⑴　第 2 期 米子市障がい者計画 改正案について（資料 1）

事務局から、現行プランからの主な変更点・追記内容（赤字・青字部分）について説明。

・安心安全な生活環境の整備：居住支援協議会の設立に伴う課題への取り組みを追記。
・情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実：「手話に関する施策の推進に関する法律」施行に伴う啓発活動、日常生活用具・補装具の給付対象・補助基準の引き上げについて記載。
・差別の解消、権利擁護の推進および虐待の防止：「人権尊重のまち米子市をつくる条例」への改正を反映。あいサポート運動の記載を本項目に集約。
・自立した生活の支援、意思決定支援の推進：米子市総合相談支援センター（令和 4 年開設）における重層的な支援体制の取り組みを追記。また、地域生活支援拠点等におけるコーディネーターの役割を追記。
・保健医療の推進：国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正に伴い、高次脳機能障がい者に対する支援の充実（県との連携・協力）を追記。
・雇用就業、経済的自立の支援：令和 7 年に創設された「就労選択支援」を踏まえた記載を追加。

・文化芸術活動、スポーツに親しむための支援：令和９年度供用開始予定の新体育館に関する記載を追加。

【主な意見・質疑】
（委員）
　権利擁護の相談窓口について、障がい者・高齢者全般の窓口は本来障がい者支援課・長寿社会課等であるはずだが、記載上は福祉政策課（えしこに／総合相談支援センター等）が全てを包括的に担っているように見えるため、整理が必要である。
（事務局）
　各窓口の役割分担が明確に伝わるよう文言を修正する。

（委員）
　「権利擁護の推進と虐待の防止」の項目について、成年後見制度利用促進法の第２期計画に沿って「権利擁護」という言葉を「権利擁護支援」に整理し、意思決定支援と権利侵害からの回復支援（虐待防止を含む）という枠組みで記載を整理したほうが良い。

（委員）
　意思決定支援の記述について、「自ら意思を決定することが困難な障がいのある人」という表現は誤解を招く。障害の有無ではなく、「意思決定支援が必要な場面」において「本人が意思決定できるように支援する」というガイドラインの本来の定義に沿った表現に改めるべきである。

（委員）
　選挙等における配慮について、不在者投票の対応が難しい病院や施設に対し、行政としてどのようにサポートして実現に導くか検討してほしい。

（委員）
　障がいのある人の意見を施設整備等の施策に反映させるため、米子市全体を対象とした「福祉のまちづくり協議会（協議の場）」を早期に設置し、意見聴取のプロセスを当事者にも分かりやすく明記すべきである。
（事務局）
　現在、施設整備の際に当事者から意見を聴取する明確な制度はないが、今後、各課への働きかけや当事者の人選等を含め、意見を反映できる仕組みづくりを早期に目指したい。

（委員）
　日常生活用具の給付について、物価高騰等で実態と合わなくなっている助成額（補助基準）の見直しを計画に明記し、実施してほしい。

（委員）
　精神障がいに関するピアサポートの活躍の場拡大や、見えない障がいの理解促進のため「ピアサポーター」の表記を盛り込んでほしい。

（委員）
　基幹相談支援センターの役割として、人材育成だけでなく「地域づくり」という文言を明記すべきである。

（委員）
　「教育の充実」の項目が就学以降（学校教育）に偏っているように感じられるため、0歳からの乳幼児期・就学前の児童への支援や、保育所・一般の子育て施策との連携（インクルーシブの推進等）を「こども施策」として広く捉えて計画に位置付けるべきである。

（委員）
　計画内の表現について、「施設入所者や長期入院している者」を「人」に統一すべきである。また、教育の項目で「ともに教育を受けることができるよう」が「可能な限りともに学ぶことに配慮する」に変更されているが、元の表現の方がよい。インクルーシブの記述でも「障がいのない児童」という表現があるが、「障がいの有無に関わらず」等の表現に統一すべきである。

(2) 第8期 米子市障がい福祉計画・第4期 米子市障がい児福祉計画 改正案について
（資料2）
　事務局から、国の基本指針の変更・追加に伴う目標値等の修正や、サービス見込み量について説明。
・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築において、国の指針に基づき、評価指標を「早期退院率」から「再入院率（退院後の地域生活継続）」等へ変更。
・福祉施設から一般就労への移行等の項目に、新たに「就労選択支援事業所」の設置と利用者数（米子市では96名以上目標）を追加。
・障がい児支援について、「児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築」や「伴走的な相談支援体制の確保」を追加。
・相談支援体制の充実強化において、基幹相談支援センターの役割強化や、「望まないセルフプランの件数をゼロにする」目標を追加。

【主な意見・質疑】
（委員）
　地域支援体制の中核となる児童発達支援センターについて、米子市においては「あかしや」であることを計画に明記し、一般の保育所と並列ではなく中核機能を持つ機関として書きぶりを見直すべきである。

（委員）
　各種サービスの見込み量設定について、前年からの伸び率や単なる請求実績に基づくのではなく、客観的な基礎データを提示した上で算定すべきである。（例：グループホームの供給過剰の可能性、相談支援専門員の適正な担当件数に基づく必要数の算出など）
（委員）

データによる判断も重要だが、例えば通所系サービスなど、空きがあっても利用者のニーズや特性に合わず利用できない実情がある。本人の選択する権利や希望を最優先に考え、機械的な数値合わせではなく、行政・事業所が当事者に寄り添う努力が必要である。

（事務局）

データとあわせて、利用者や相談支援専門員の生の声等の実情も反映しながら数値を検討し、今後も皆様の意見を伺いながら修正していく。

（委員）

地域生活支援拠点等のコーディネーターについて、現在米子市で1名配置となっているが、カバー範囲を考えると3年間の計画期間中に複数名（2名等）に増員する計画を立ててほしい。

（委員）

成年後見制度の見直し（必要な時だけ利用する等の制度への移行）が予定されているため、サービス見込み量や今後の推進方針にその影響を反映させる必要がある。

（委員）

「心のサポーター」養成研修の成果目標について、「実施回数」となっているが、「養成者数」で設定した方がよいのではないか。また、精神保健関係の協議の場は、圏域だけでなく米子市単独でも開催すべきである。

（事務局）

国の指針には「実施回数」と「養成者数」の両方が記載されているので、どちらが適切か検討する。

4　その他

意見の追加提出について：時間の都合上、今回質問しきれなかった点や追加の意見については、10月23日（金）までに事務局宛にメールまたは郵送で提出する。いただいた意見は第4回委員会で検討する。

5　閉会（午前11時50分）